

第 2 章 銀行預金の時効について (外国法)

山 下 純 司

1 はじめに

ここでは、銀行預金に関して消滅時効（またはそれに類する制度）の適用があるか、適用があるとして起算点などについてどのように考えられているか、またそれに関連して、いわゆる休眠口座について、残高が明らかでないほど長期間放置された口座について、顧客またはその相続人から払戻しを求められた場合の銀行の対応について、ごく簡単に、フランス、ドイツ、イングランドの法制度を紹介、比較する。

2 フランス

フランスにおいては⁽¹⁾、銀行預金債権もその口座残高について消滅時効にかかるものとされており、その期間は現行法では商事消滅時効の5年ということになる (l' article L 110-4 du Code de commerce)⁽²⁾。この口座残高についての時効は、新たに口座へ債権が加わるたびに中断される。逆にいえば、出入金がないまま長期間が経過した銀行預金について払戻しが求められたとしても、銀行は消滅時効によって払戻しを拒絶することができることになる。

ただし、消滅時効にかかるのはあくまでも口座残高であり、口座自体が終了するわけではない。口座から現金がすべて引き出されたことや、長いこと口座が使われないこと自体は、口座の終了事由とはされていない⁽³⁾。銀行側が口座を閉鎖するには、契約終了の告知を行う必要がある。一般論としては、寄託契約の契約当事者は、相手方への一方的な通知によって契約関係

(1) 以下の記述は主として、T. Banneau, Droit bancaire (Montchrestien, 8e éd. 2009), no 374 ; C. Gavalda et J. Stoufflet, Droit bancaire (Litec, 7e éd. 2008), no 392とその引用文献による。

(2) 旧商法規定 (l' article 189 bis du Code de commerce) では時効期間は10年とされていた。また、特別法 (l' article 2 de la loi no 77-4 du 3 janvier 1977) により、寄託物について10年間、権利者側からいかなる取引も請求もなされない場合には、受寄者に口座を閉鎖する権限があるものとされていたようである。

(3) Cass. com., 23 mars 1993 : JCP E 1993.

を終了できるはずである。しかし、銀行が口座を閉鎖する場合、顧客に落ち度がない限り、あらかじめ合意で定められた期間もしくは合理的な期間を告知期間として置くべきであるとされており、これを守らない場合には原則として銀行は顧客に対して責任を負うものとされる⁽⁴⁾。

3 ドイツ

ドイツにおいても⁽⁵⁾、銀行預金に関する消滅時効の問題が論じられているが、フランスとは前提が大きく異なるのが、起算点の問題である。伝統的に、ドイツにおいて消滅時効は債権ではなく、請求権に関するものとされている結果⁽⁶⁾、消滅時効にかかるのは預金の払戻請求権であり、したがって預金の解約手続きを経て初めて時効期間が走り出す。

現代法化以前の判例においても、銀行・預金者の双方の解約権が設けられている通常の場合においては、預金の払戻し請求権の30年の消滅時効の起算点は解約時とされていた。そして現代法化以後は、消滅時効の起算点についてより一般化が図られた結果、時効期間は預金契約の解約によって走り出すという効果が徹底されることになった⁽⁷⁾。

この結果、顧客（もしくはその相続人）によって、古い預金通帳による払戻請求が行われた場合において、銀行が預金「債権」の時効消滅を主張して払戻しに応じないということとはできない。そうすると呈示された預金通帳の残高と、銀行内部の預金記録の残高とに食い違いが生じている場合には、預金債権の存在を証明する証拠書類の証明力の問題となるが、預金通帳の記載はドイツ民事訴訟法416条における「発行者によって署名がなされた私的文書」として高い証明力が認められるため、銀行側の反証は容易ではないようである。

4 イングランド

イングランドにおいてわが国の消滅時効制度に対応するのは、出訴期限法（Statutes of Limitation）であり、一定期間経過後の訴権の消滅という構成をとる。しかし、現在のイングランドで通用する1980年の出訴期限法（Limitation Act 1980）だけを参照しても、十分な比較

(4) Douai, 8e Ch., sect. 1, 8 mars 2007, Juris-Data no 339680 ; Cass. com., 20 mai 1980 : D. 1981, inf. rap. r. 185.

(5) 以下の記述は主として、Derleder, Knops und Bamberger, Handbuch zum deutschen und europäischen bankrecht (2. Auflage, Springer, 2008), pp.1179-1183, の記述による。

(6) 松久三四彦『時効制度の構造と解釈』（有斐閣、2011年）、15頁以下参照。

(7) 改正後のドイツ民法199条1項では、起算点を①請求権の発生と、②債権者の主観的事情にかからしめているが、預金との関係では主に①のみが問題となることになる。

にはならない。その理由を含め、以下で簡単な説明を試みる⁽⁸⁾。

(1) イングランドにおいて預金債権の時効消滅という問題を考える際には、前提問題として、銀行と預金者の関係を単なる契約上の債権債務関係ととらえてよいかを問題としなければならない。周知の通り、英米法系には信託の制度があり、信託により受託者に預けられた金銭は、コモンロー上の帰属は受託者にあるが、エクイティ上の帰属は受益者にあるものとされる。仮に、銀行が、預金者との関係で信託受託者類似の地位に立つと理解されるなら、銀行と預金者の関係は単なる契約関係ではなく、したがって預金者が銀行に対して有するのは単なる金銭債権ではないことになるのである。

ただし、この点について、イングランドの判例法は、銀行と預金者の関係は契約から生じる債権債務関係であって、信託類似の関係とはいえないことを明言している。すなわち、フォレイ対ヒル事件では、ある口座の出入金明細の正確さが争われ、銀行が口座の管理に関して、明細を明らかにする義務を「受託者類似の者として」負うかが問題となったところ、判決はこれを否定した⁽⁹⁾。

(2) 銀行と預金者の関係が契約関係にすぎず、預金者は銀行に対して預金「債権」を有しているとする、この預金債権を訴求できる期間はイングランドでは6年間ということになる⁽¹⁰⁾。そこで次に問題となるのは、起算点である。この点については、アトキンソン対ブラッドフォード住宅金融組合事件で、預金者からの払戻請求が銀行により拒絶された時点であるとされている⁽¹¹⁾。

つまり、出訴期限法上の訴権消滅期間は、払戻請求があつて初めて走り出すのであつて、請求がない間の訴権は残り続けるのである。そうすると、いわゆる休眠口座について、記録が失われた後に払戻しを求めてきた預金者（の相続人）に対して、銀行が出訴期限法上の訴権消滅を主張するといったことはできない。

(3) 休眠口座についての預金者からの払戻請求に対する銀行の免責という問題に対応する判例法は、ダグラス対ロイドバンク事件で示されている⁽¹²⁾。1866年の預金証書に基づいて1929年に払戻しの請求がされた事案において、裁判所は、1873年までさかのぼる銀行記録に預金の存在を示す証拠がないことを理由に、預金は払い戻されたものと推認し、原告の訴えを棄却し

(8) 以下の記述は主に、Ellinger, Lomnicka and Hare, *Ellinger's modern banking law*, 5th ed. (2011, OUP), pp. 119–125, 370–371とその引用文献による。

(9) *Foley v. Hill* (1848) [1843–60] ALL ER Rep 16.

(10) *Limitation Act 1980* s. 5.

(11) *Atkinson v. Bradford Third Equitable Benefit Building Society* (1890) 25 QBD 377.

(12) *Douglas v. Lloyds Bank Ltd.* (1929) 34 Com. Cas 263.

ている。したがって、長期間放置され出入金の記録がない口座について払戻請求がなされた場合には、既に銀行による払戻しがなされたものと扱ってよいという判例法があると考えられるのである。

とはいえ、実際には、イングランドの銀行も、記録がある限りでは休眠口座について払戻しに応じるのが実務のようである⁽¹³⁾。また、休眠口座については近時立法による手当がなされている。2008年の銀行及び住宅金融組合の休眠口座に関する法律（Dormant Bank and Building Society Accounts Act 2008）は、15年以上、取引指図のない口座を休眠口座として定義し⁽¹⁴⁾、その残高を認可されたファンド（reclaim fund）に移すことによって、預金者からの支払請求を免れることができるものと定めている⁽¹⁵⁾。

5 まとめ

以上のように、フランス、ドイツ、イングランドを比較すると、銀行預金についての消滅時効の問題は、①銀行と顧客の預金関係をどのような法律関係ととらえるか、②消滅時効の起算点を最後に口座の出入金を確認された時点と考えるか、払戻請求時（口座解約時）と考えるか、③休眠口座の払戻請求の際に古い通帳が呈示された場合の証明力についてどう考えるかといった点に差異が見られ、その差異が結論にも大きく影響していることが分かる。

(13) Ellinger, op. cit. p. 370.

(14) s. 10.

(15) s. 1.